市が境界立会いを行う際の注意事項です。

<市が立会う範囲>

- ・道路法の適用を受ける道路と隣接する土地との境界
- ・安城市法定外公共用物の管理に関する条例に規定する道路法が適用されない道路と隣接 する土地との境界
- ・河川法を準用する河川と隣接する土地との境界
- ・安城市法定外公共用物の管理に関する条例に規定する河川法の適用又は準用がされない 河川並びに溝きょ、水路、池沼及び堤と隣接する土地との境界

1 境界立会いの申請について

- (1)「道水路境界の立会い及び承認願2部(正本1部、副本1部)」に必要書類を添付し、 境界立会日の10営業前までに維持管理課に提出してください。
- (2) 願出者は原則申請地所有者です。例外については、次に掲げる方です。
 - ・申請地所有者が法人の場合は法人代表者です。法人が解散又は倒産した場合は精算 人又は管財人となります。
 - ・申請地が共有地の場合は共有者全員です。共有者全員の委任を受けた場合は1名でも申請ができます(委任が分かる書類の提出をお願いします。)。
 - ・申請地所有者が死亡している場合は法定相続人全員です。相続人全員の委任を受けた場合は1名でも申請ができます(委任が分かる書類の提出をお願いします。)。
 - ・申請地所有者が未成年、成年被後見人等の場合は、法定代理人とし、「道水路境界の 立会い及び承認願」に法定代理人であることを証する書面を添付し、申請地所有者 を記名の上、法定代理人が署名又は記名押印してください。
 - ・開発行為、工事施行、用途廃止等の際には、その原因者が申請地所有者に代わり申 請をすることができます。
- (3) 申請地所有者等に代わって申請の全部又は一部を代行する場合はその代理人が申請書に委任状を添付してください。
- (4)申請地の登記簿上の所有者名義人住所と「道水路境界の立会い及び承認願」に記載された願出者の住所が異なる場合は、住所の履歴が判明する資料を添付してください。

1-2 境界立会いについて

- (1) 市以外の境界立会いが必要となる方は次に掲げる方となります。
 - ・申請地の土地所有者
 - ・申請地の隣接地、対側地に係る土地所有者
 - ・その他必要と認められる方
- (2) 上記の土地所有者が次に該当する場合は、その内容に定められた方となります。

- ・土地所有者が法人の場合は代表者です。隣接地又は対側地の場合は、その法人の担当 社員で問題ありません。法人が解散又は倒産した場合は精算人又は管財人となりま す。
- ・申請地が共有地の場合は共有者全員です。隣接地又は対側地の場合は、共有代表者で 問題ありません。
- ・土地所有者が死亡している場合は法定相続人全員です。隣接地又は対側地の場合は、相続人代表者で問題ありません。遺産分割協議書等で相続人が特定されているときは、その相続人となります。
- ・土地所有者が未成年、成年被後見人等の場合は、法定代理人となります。

1-3 境界立会いの省略について

市以外の境界立会いを省略できる場合は、次に該当する場合です。

- ・申請地の隣接地及び対側地に土地境界確認書、地積測量図等の確定資料があり、現況 との誤差が確定資料等との公差範囲の場合。
- ・申請地の対側地について、道路法の適用を受ける道路、安城市法定外公共用物の管理に関する条例に規定する道路法が適用されない道路が、建築基準法上の指定を受けており且つ幅員が4m以上ある場合。
- ・申請地の対側地について、道路法の適用を受ける道路、安城市法定外公共用物の管理に関する条例に規定する道路法が適用されない道路が、建築基準法上の指定を受けていない場合。
- ・申請地との対側地について、河川法を準用する河川と隣接する土地、安城市法定外公 共用物の管理に関する条例に規定する河川法の適用又は準用がされない河川並びに 溝きょ、水路、池沼及び堤と隣接する土地がある場合。
- ・その他必要な場合。

1-4 境界確認補助業務の委任について

市が行う境界立会いのうち、業務の一部を愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に 委任する場合があります。その場合は、協会から連絡があります。

2 土地境界確認申請書について

- (1)境界立会いにより境界が確定し土地境界確認書の交付を受けようとする方は、「土地境界確認申請書」に添付書類を添付して割印を押印した上で維持管理課に提出してください。
- (2)測量図は土地境界確認申請書と別に、市保管分として1部、土地境界確認書分として 1部の合計2部提出してください。
- (3) 杭の設置写真は、新設した場合に限り該当箇所を1部提出してください。

3 境界立会いの完了について

次の場合に市の境界立会いは完了となります。

- ・「土地境界確認書」を交付したとき。
- ・「道水路境界の立会い及び承認願」の取下げ依頼(任意様式)を受けたとき。

また、次の場合は境界立会いを不調として取り扱います。改めて「土地境界確認書」が必要な場合は、再度境界立会いの申請を行ってください。

- ・「道水路境界の立会い及び承認願」を受理して原則1年経過したとき。
- ・申請地が訴訟又は係争中のとき。ただし、訴訟内容が境界確認と関係ない場合はこの 限りではありません。